

赤穂市スポーツ施設ネーミングライツ・パートナー募集要項

スポーツ施設の安定的な運営を確立し、市民のスポーツ・レクリエーションや各種イベント等の利用に寄与するため、赤穂海浜スポーツセンターのネーミングライツ・パートナーを募集します。

ネーミングライツとは、施設にふさわしい愛称をつけることができる権利であり、権利を取得した法人等（ネーミングライツ・パートナー）は、その愛称により企業名や商品名（ブランド名）等を幅広くPRすることができ、また市の新たな財源確保及び市民のスポーツ・レクリエーションへの支援を通じた社会貢献を行うことができます。

1 募集施設

(1) 募集施設の概要

- 名称 赤穂海浜スポーツセンター（条例上の名称）
- 所在地 赤穂市海浜町1-4-1番地
- 施設の概要 全体面積 35,787㎡
 - ・人工芝多目的グラウンド 13,110㎡
(一般用サッカーコート1面、フットサルコート3面)
 - ・真砂土多目的グラウンド 5,360㎡
 - ・休憩棟（床面積 104㎡）
 - ・便所棟（床面積 37.5㎡）
 - ・駐車場（150台）
 - ・駐輪場（90台）
 - ・園路、大型遊具広場、緑地、進入路
- 利用者数 53,203人（令和元年度実績）
- 指定管理者 神姫バスグループ&特定非営利活動法人
赤穂市スポーツ施設管理運営協会共同事業体

2 募集の概要

(1) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等。ただし、赤穂市ネーミングライツ事業実施要綱第4条に該当する次の業種又は事業者は、応募することはできませんので、ご留意ください。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業その他同法の規制を受ける業種
- イ 風俗営業に類似すると認められる業種
- ウ 消費者金融の業種
- エ 規制対象となっていない業種において、社会問題を起こしている業種又は事業者
- オ 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- カ 赤穂市税及び県税・国税の滞納をしている事業者
- キ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ク 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人
- ケ その他ネーミングライツ事業の契約の相手方となることが不適當であると市長が認める業種又は事業者

(2) 応募方法

- ア 募集期間
令和3年1月25日（月）から令和3年2月26日（金）まで
 - ※1 持参の場合は、期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
 - ※2 郵送の場合は、期限内必着

イ 提出書類

- ・ ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- ・ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ・ 直近1事業年分の納税証明書（市税、県税、国税の完納証明書等）
（赤穂市税の完納証明書、県の納税証明書は未納又は滞納がないことを証明したもの、国税の証明書は税務署様式その3の3とする。なお、赤穂市に納税がない場合は市税の納税証明書は不要。）
- ・ 直近1事業年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等の財務諸表）
- ・ 企業等の概要（沿革、業務内容等）に関する資料（任意様式、パンフレット等でも可）
- ・ 誓約書

ウ 提出部数

- ・ 2部（正本1部、副本1部）

エ ネーミングライツ料（年額とする）

ネーミングライツ料（希望契約価格（税込））は、応募者が市の希望契約価格50万円（税込）以上の金額を提示ください。（応募可能額は50万円以上です。）

※1 提示額は、1万円単位での提示となります。

※2 ネーミングライツ料は、年度ごとに、市からの指定する期日までに一括で納付していただきます。

※3 「ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）」の希望契約価格（税込）に50万円以上の金額を提示ください。

3 愛称の表示等

(1) 契約期間

ネーミングライツの契約期間は、3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）とし、その間、愛称を使用することができます。

なお、愛称表示開始日は、令和3年4月1日となります。

(2) 愛称の命名条件

- ・ 企業名及び商品名（ブランド名）等を用いて、愛称を命名することができます。
- ・ 市民が呼びやすく施設イメージに合った、親しみやすい愛称を命名してください。
- ・ 原則として契約期間中の愛称の変更はできません。
- ・ 赤穂市ネーミングライツ事業実施要綱（令和3年赤穂市訓令甲第1号）第5条に違反しないものとしてください。
- ・ 指定管理者の業種・業態と競合しない愛称としてください。
- ・ 「〇〇海浜スポーツセンター」又は「海浜スポーツセンター〇〇」のように、施設名「海浜スポーツセンター」は表記してください。

※条例上の名称は変更しません。

(3) 愛称の表示箇所及び方法

- ・ 愛称は、施設内外の案内表示（施設看板や道路標識等）やパンフレット等の印刷物に表示することができます。また、費用負担については、次の（4）のとおりです。
- ・ 新たに看板を設置する場合は、実施時期及び内容（デザイン等も含む。）について、市等と協議が必要となります。
- ・ 屋外広告物については、兵庫県屋外広告物条例に適合する必要があります。
- ・ 市や指定管理者が作成する印刷物（パンフレットやチラシ等）への表示については、新規作成分からとなります。

(4) 愛称表示に伴う費用負担

- ・ 愛称表示に伴う費用等の負担区分は以下のとおりとします。

内 容	費用負担者	施 工 者
施設内外の案内表示の変更、新設 (施設看板や道路標識等)	ネーミングライツ・パートナー	ネーミングライツ・パートナー
既存印刷物 (パンフレット等) の 名称変更	ネーミングライツ・パートナー	ネーミングライツ・パートナー
新規の印刷物 (パンフレット等) やホームページの表示	市又は指定管理者	市又は指定管理者
契約期間終了後の原状回復	ネーミングライツ・パートナー	ネーミングライツ・パートナー

(5) ネーミングライツに付帯する権利・特典

- ・ 当該愛称の普及のため、市はネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、市のホームページ等で公表します。
- ・ 市は、各種広報で愛称を使用するとともに、他の関係機関に対して愛称使用を働きかけます。

(6) その他

赤穂海浜スポーツセンターは、指定管理者制度を導入しており、施設の管理運営業務は指定管理者が行っています。

このため、施設愛称決定後、ネーミングライツ・パートナー、指定管理者及び市の三者間で、愛称の使用に関して必要な事項について協議調整することとします。

4 選定方法等

(1) パートナー選定の基準及び方法

- ・ 提出書類をもとに、赤穂市ネーミングライツ審査委員会において、ネーミングライツ・パートナーを総合的に判断して優先候補者を選定します。
- ※ 応募が1者のみの場合も、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか選定します。
- ※ 選定基準については、別紙「赤穂市スポーツ施設ネーミングライツ・パートナー優先候補者選定基準」を参照ください。

(2) 選定結果の通知

- ・ 選定結果については、「ネーミングライツ事業の申込みに対する審査結果通知書 (様式第2号)」で通知します。

5 その他

- ・ 内容の問い合わせは、文書 (郵送、FAX、e-mail) のみ受け付けます。
 - ・ 別紙様式「質問票」に、質問事項の他、企業名等、所在地及び担当者の部署・氏名、連絡先電話番号等を必ずご記入ください。
- なお、質問に対する回答は、順次、市ホームページに掲載することとします。
(原則として、質問者に対して、個別に回答はしません。)
- ・ 質問表の受付期限は、令和3年2月5日 (金) まで (郵送の場合は必着) とします。

6 お申込み及びお問い合わせ先

赤穂市建設部公園街路課 (担当: 畑中 室井)
〒678-0292 赤穂市加里屋81番地
電 話 : 0791-43-6828
F A X : 0791-43-6874
E-mail : koen@city.ako.lg.jp